

## 令和5年理事会議事録

1 日 時 令和5年7月18日(火)午後1時29分～午後2時25分

2 場 所 和歌山市吹上二丁目1番22号 日赤会館3階会議室

3 出席者 中芝理事長 (岩出市長)  
三軒副理事長 (太地町長)  
横山常務理事 (学識経験者)  
平野理事 (高野町長)  
中山理事 (有田川町長)  
小谷理事 (みなべ町長)  
坂本理事 (学識経験者)

### [書面出席]

下副理事長 (和歌山県副知事)  
尾花副理事長 (和歌山市長)  
望月理事 (有田市長)  
田岡理事 (新宮市長)  
岸本理事 (紀の川市長)  
井濶理事 (白浜町長)  
松本理事 (紀和薬剤師国民健康保険組合理事長)

4 事務局 事務局長・事務局次長・電算介護課長・審査第1課長・審査第2課長  
総務課長・総務課長補佐

## 司 会

定刻より少し早いですが皆さまお集まりになりましたので、ただ今から理事会を開催いたします。

本日の理事会は、ご出席いただいております理事さんが7名、所用のため、書面により審議に加わっていただいております理事さんが7名となっており、本会規約第32条の規定により理事会が成立することを報告させていただきます。

それでは、開会にあたり、中芝理事長よりご挨拶を申し上げます。

## 理事長

本日、理事会を開催いたしましたところ、皆さま方には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素は本会の事業運営に対しまして、格段のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年3月に機器の保守期限が到来する国保総合システムについては、国保中央会の方で開発が進んでいますが、これと並行して、本会では、来年度からのシステム運用・保守業者を、競争入札により選定することとし、現在、準備を進めているところです。

入札にあたっては、競争性を高めるため、調達仕様の見直しを行うことで、一層の経費削減を図ることとしています。

一方で、本体業務である審査支払業務はもとより、後ほどご説明させていただきます、保健事業の推進や第三者行為における体制構築等、各種業務の充実・強化にも積極的に取り組んで参りますので、引き続きご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、先にご案内いたしましたとおり、規程の一部改正や令和4年度の事業報告、決算等、近く開催予定の総会に附議する議案でございます。

この後、事務局から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

## 司 会

ありがとうございました。

続きまして、祝電をいただいておりますので、ご披露させていただきます。

(祝電披露)

それでは、議事に移らせていただきます。

はじめに、理事会の議長でございますが、本会規約によりまして、中芝理事長にお願いいたします。

## 議 長

規約の定めによりまして、議長を務めさせていただきます。

議事進行に、ご協力をお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の議事録署名人ですが、中山理事さんと、小谷理事さんのお二人にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

報告事項 報告第1号「理事長専決処分について」事務局から説明いたします。

## 事務局

昨年度までは、理事会附議事項にて、すべての内容を説明しておりましたが、今年度からは、皆さまにお伝えしたい内容のみに絞った別資料を作成しておりますので、本日は、こちらの資料で説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

### 報告第1号 理事長専決処分について

それでは、報告第1号 理事長専決処分の資料をお願いいたします。まずは、こちらの概要についてですが、急を要しましたので、国民健康保険法第86条において準用する同法第25条第2項の規定により下記のとおり専決処分いたしました。

こちらの専決処分ですが、診療報酬審査支払特別会計の2つの勘定にて補正いたしました。

まず、表のNo.1の右端の内容をご覧ください。当初、令和5年3月接種分で終了予定であったコロナワクチン予防接種費請求支払業務ですが、令和6年3月接種分まで事業延長されたため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,353万6千円を追加いたしました。歳入では、事務費に1,353万6千円を追加し、歳出では、給料に621万2千円、役務費に書類の郵送料や医療機関の口座に接種費用を振込む際に発生する振込手数料の66万3千円、委託料に紙書類のデータ化に係る費用等の666万1千円を追加いたしました。

次にNo.2の抗体検査等支払勘定ですが、こちらは市町村からいただいた費用をそのまま医療機関に支払いする勘定となっており、No.1と同じ理由により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,685万3千円を追加いたしました。歳入は接種費用の受入金、歳出は接種費用の支出金にそれぞれ8,685万3千円を追加いたしました。

報告事項については、以上となります。

## 議長

ただ今、報告第1号について説明をいたしました。何かご質問等ございませんか。

## 一同

特になし。

## 議 長

ないようでございますので、次に議決事項に入ります。

議案第1号から第9号は、規程の一部改正等でございますので、一括議題とすることにご異議ございませんか。

## 一 同

異議なし。

## 議 長

それでは、一括議題とし、事務局から説明いたします。

## 事 務 局

議案第1号 職員の定年等に関する規程の一部を改正する規程について

議案第2号 職員服務規程の一部を改正する規程について

議案第3号 職員退職手当支給規程の一部を改正する規程について

議案第4号 職員厚生資金貸付規程を廃止する規程について

議案第5号 事務局規程の一部を改正する規程について

議案第6号 財務規程の一部を改正する規程について

議案第7号 診療報酬支払業務運営委員会規程を廃止する規程について

議案第8号 特定健康診査・特定保健指導等に関する費用支払規程の一部を改正する規程について

続きまして、規程の改正についてですが、議案第1～8号 規程改正資料をお願いいたします。

概要といたしまして、定年年齢が令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年度に65歳となることに伴う改正が4規程、また、各種運用変更等に伴う改廃が同じく4規程となっています。

下の表のNo.1から4の「職員の定年等に関する規程」、「職員服務規程」、「職員退職手当支給規程」、「事務局規程」の4つが定年年齢の引き上げに伴い一部改正が必要となる規程となりますが、詳細は、後ほど説明いたします。

No.5の職員厚生資金貸付規程については、福利厚生の一環として、本会職員への厚生資金の貸し付けを行ってきましたが、現在利用者がいないことや地方職員共済組合の貸付事業も利用できることから、本規程を廃止することといたします。

No.6の財務規程は、2点の改正を行います。1つ目は、現在、財務に関する各種様式については、すべて規程に定めていることから、様式の内容に変更があった場合には軽微なものでもその都度理事会にてお諮りする必要がありましたので、理事会機能の負担軽減を図るためにも、様式を規程から削除し、別途、要綱で管理するよ

う改めます。2つ目は、現在、支払いを行う際は現金払い、または口座振込のいずれかの方法をとっていますが、出納事務の効率化を図るため、支払方法に口座振替払いを追加いたします。

No.7の診療報酬支払業務運営委員会規程については、目的や委員構成などを定めていますが、昭和50年の2月に制定してから、かなりの年数が経過していることで、実態に合わない部分がありましたので、本規程を廃止した上で、委員会の名称や目的などを定めた要綱を新たに制定することといたします。具体的には、委員構成に介護保険サービス事業所の代表や弁護士などの有識者を追加する予定としています。

No.8の特定健康診査等に関する費用支払規程については、委託の取り消しに関する事項を定めるとともに、No.6の財務規程と同じく様式を削除する改正を行います。

定年引き上げに伴う改正内容については、主な点を一括して説明いたします。

まず、県に準拠するものとして、1つ目、定年の段階的引き上げとして、定年年齢を2年に1歳ずつ引き上げます。

2つ目ですが、60歳に達した職員の給与ですが、61歳に達する年度から基本給を7割支給といたします。

3つ目、役職定年制ということで、60歳に達した管理監督職の職員は非管理監督職ポストに降任することとします。

4つ目では、役職定年の例外として、役職定年制により公務の運営に著しい支障が生じる場合に限り、1年以内の期間内で引き続き管理監督職として勤務させることを可能とします。60歳を過ぎても管理職を延長するということは人事管理上、新陳代謝を図る上でもあまりよろしくないことですので、基本的には、行わない運用としたいと考えております。

5つ目、退職手当として、60歳以後、定年前に退職した者に対しては、定年退職と同様に退職手当を算定します。

最後の6つ目ですが、定年前再任用短時間勤務制ということで、本人の希望により、60歳以後、定年前に退職した場合でも、短時間勤務ポストに再任用することを可能とします。

以上が、県に準拠し規定するものとなります。

続きまして、反対に県に準拠せず規定しないものが、勤務延長となります。こちら、「職務遂行上の特別の事情がある場合」あるいは「職務の特殊性によりそのポストの欠員の補充が困難である場合」において、定年退職日の翌日から3年、そのまま勤務延長することができるという内容となりますが、例えば医師などの職がこれに該当するというので、本会ではこのような職はないことから、規定しないことといたします。

最後に、60歳以降の職名については、5級は「指導員」、4級は「主査」、3級以下は「主事」といたします。

これらの改正につきまして、本会におきましては、今年度の定年退職者がなく、来年度から発生しますので、令和6年4月1日に施行させていただきたいと考えております。規程改正については、以上となります。

#### **議案第9号 令和5年第2回通常総会の招集について**

続きまして、議案第9号 令和5年第2回通常総会スケジュールの資料をお願いいたします。

7月4日に理事長・副理事長・常務理事会議、7月10日に理事保険者課長会議を開催いたしまして、本日、皆さまにご説明いたします内容について、協議いただきました。

そして、本日の会議、理事会を経て、令和5年第2回通常総会を7月31日（月）午後1時30分から、日赤会館3階会議室で開催いたします。

説明は以上となります。

#### **議 長**

議案第1号から第9号について説明いたしましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

#### **一 同**

特になし。

#### **議 長**

ないようでございますので、議案第1号から第9号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

#### **一 同**

異議なし。

#### **議 長**

異議なしとのことでございますので、議案第1号から第9号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第10号「令和5年第2回通常総会に附議する議案について」、事務局から説明いたします。

## 事務局

### 議案第10号 令和5年第2回通常総会に附議する議案について

#### 1 令和4年度事業報告の認定について

議案第10号の1 事業報告の資料をお願いいたします。

概要としまして、令和4年度ですが、「国のデータヘルス改革に関する工程表に基づく医療・保健・介護等分野のデータ連携の推進」、「審査支払業務改革の推進」等、国保連合会に対する機能強化が求められる中、以下の項目について、円滑かつ効果的な事業運営に努めております。

まず、No.1の保険者の保健事業への支援、事業名「医療費等データ分析事業の強化」ですが、医療費等データ分析・評価のノウハウを生かした資料を作成し、研修会やセミナーにおいて配布したほか、保険者から多くの要望が寄せられていました「重複・多剤対象者リスト」などを作成するためのツールを県の協力のもと作成いたしました。

次にNo.2国保診療報酬等に関する事業の事業名「柔整・あはき療養費に係る事務処理の適正化」ですが、保険者が支給決定前にその可否を判断できる運用方法に見直すため、令和3年度から4年度にかけまして、本会が設置する審査支払業務部会で保険者の意見を聴取するとともに、運用変更に伴う問題点や関係者への周知方法等について協議するなど、令和5年4月審査分からの運用開始に向け取り組んでまいりました。

次にNo.3の第三者行為求償事業の事業名「傷病届提出促進の取組」ですが、国保被保険者等への傷病届提出義務の周知および傷病届の提出促進を目的としまして、「傷病届提出促進啓発ポスター」を作成し、医療機関における窓口勧奨用として県下の医療機関に配布いたしました。

その下の事業名「第三者行為求償事案発見への取組」ですが、県下の医療機関における「診療報酬明細書の特記事項欄への『10第三』記入の徹底」および「被保険者への傷病届の提出勧奨」を推進するため、県と共同で和歌山県医師会に協力をお願いし、郡市医師会を通じて会員となる医療機関との協力体制を構築いたしました。

No.4介護保険事業の事業名「ケアプランデータ連携システムの運用開始に向けた対応」ですが、介護分野における生産性向上を目的に、国からの依頼を受け、国保中央会が開発した「ケアプランデータ連携システム」については、令和5年4月からの運用開始に向けた準備としまして、同年3月に国保中央会と連携し、運用試験を実施するなど必要な対応を行いました。

次にNo.5の新型コロナウイルス感染症への対応の事業名「ワクチンの追加接種」ですが、国保中央会および国保連合会では、厚生労働省からの協力依頼に基づき、令和4年度においても住民票所在地外での新型コロナウイルスワクチン4回目の追加接種や、オミクロン株対応の二価ワクチンを用いた追加接種に係る費用の請求支

払事務を実施いたしました。

その下の事業名「介護、障害福祉職員の処遇改善」は、県からの委託により賃金改善を行う事業所等に対しまして、令和4年6月から5年1月までの間「介護職員処遇改善支援補助金」および「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」の支払い等に係る事務を行いました。

最後にNo.6 その他事業運営の事業名「システムの安定運用」では、各基幹系システムにおいて、診療報酬改定対応のほか、①国保総合システムでは、後期高齢者の医療費窓口負担の2割化に伴う対応や新型コロナワクチンの追加接種対応、②介護保険審査支払等システムでは、介護職員処遇改善支援補助金対応、③障害者総合支援給付審査支払等システムでは、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金対応等の制度改正に対応したシステム改修を行いました。また、④の保険者ネットワーク機器更改ですが、保険者と連合会間を専用回線で結ぶネットワークで、機器の保守期限の到来に伴う機器更改を行いました。

その下の、事業名「経費削減と健全な財政運営の推進」ですが、診療報酬請求書等の点検・確認および発送準備業務等これまで外部委託していた業務につきまして、事務補助職員を直接雇用することにより、一部内製化を推進するなど、令和5年度からの経費削減に向け体制を再構築いたしました。

事業報告の説明は以上となります。

## 2 令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定について

続きまして、令和4年度歳入歳出決算の概要について説明いたします。

議案第10号の2～8 令和4年度歳入歳出決算の資料をお願いいたします。

まず、「1 会計別決算総括表」をご覧ください。

左側の「会計名」のところですが、連合会の会計には一般会計と6つの特別会計があります。特別会計で網掛けしている勘定が保険者からの手数料を財源として、審査支払や共同処理等に要する経費を経理する勘定となります。その他は診療報酬等を受け入れまして、そのまま医療機関等に支払う支払勘定となります。

表の一番下の合計欄をご覧ください。令和4年度の決算状況ですが、総合計で予算現額3,917億4,162万8千円に対しまして、収入済額は3,713億473万881円、支出済額は3,707億7,329万2,807円で、差引残額5億3,143万8,074円はすべて翌年度に繰り越しいたします。

会計ごとの状況につきましては、時間の都合上、金額を読み上げる形になりますが、ご報告させていただきます。

一番上の一般会計ですが、この会計は会員負担金等を財源として、会務運営に係る事務や保健事業などの経費を経理しています。令和4年度の収支状況ですが、予算現額13億6,800万3千円に対しまして、収入済額13億5,701万

6, 802円、支出済額13億1, 316万3, 689円で、差引残額4, 385万3, 113円は全額翌年度へ繰り越しいたします。

### 3 令和4年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について

次に、国保業務勘定につきましては、予算現額9億6, 374万4千円に対しまして、収入済額9億5, 118万2, 942円、支出済額8億6, 799万3, 868円で、差引残額8, 318万9, 074円は翌年度に繰り越しいたします。

その下の診療報酬支払勘定の支出済額は、797億4, 000万円余りで、翌年度繰越額が3億4, 700万円余りと多くなっていますが、これは通常、診療報酬の請求は診療月の翌々月に行いますが、2月診療分については年度末ということで、県や市町村において3月末までに必要な会計処理を行う必要があるため、国保連合会ではこれに合わせ、請求額が確定する前に概算請求という形で、多めに請求させていただいているためです。確定額との差額は、令和5年度で保険者に返還いたします。返還額は3億4, 716万7, 593円となります。

次の公費支払勘定の支出済額は、37億4, 000万円余り、その下の出産育児一時金の支出済額は2億7, 000万円余り、その下のコロナワクチン接種費用を含む抗体検査等費用の支出済額は1億5, 000万円余りとなり、それぞれ医療機関等に支払いました。

### 4 令和4年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について

次に、後期高齢者業務勘定につきましては、予算現額7億5, 996万3千円に対しまして、収入済額7億5, 723万134円、支出済額7億4, 624万399円となり、差引残額1, 098万9, 735円は翌年度に繰り越しいたします。

その下の後期の支払勘定ですが、支出済額のところ、診療報酬で1, 473億8, 900万円余り、公費で14億1, 800万円余りの支払いを行いました。

### 5 令和4年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算の認定について

次に、特定健康診査等業務勘定につきましては、予算現額6, 139万9千円に対しまして、収入済額6, 336万1, 880円、支出済額4, 323万4, 347円で、差引残額2, 012万7, 533円は翌年度に繰り越しいたします。

その下の支払勘定の支出済額ですが、国保で5億4, 400万円余り、後期で3億3, 000万円余りを健診機関に支払いました。

## 6 令和4年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

次に、第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業につきましては、損害賠償金の受け払いと、求償事務にかかる経費を経理しています。

収支状況は、予算現額3億9,211万8千円に対しまして、収入済額2億8,721万8,474円、支出済額2億8,028万4,057円で、差引残額693万4,417円は翌年度に繰り越しいたします。

## 7 令和4年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について

次に、介護保険業務勘定につきましては、予算現額3億3,541万1千円に対しまして、収入済額3億259万6,872円、支出済額2億8,864万6,707円で、差引残額1,395万165円は翌年度に繰り越しいたします。

その下の2つの支払勘定の支出済額ですが、介護給付費等で1,017億1,100万円余り、公費で9億3,100万円余りを事業所等へ支払いました。

## 8 令和4年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について

次に、障害者総合支援業務勘定につきましては、予算現額7,605万円に対しまして、収入済額7,515万8,060円、支出済額7,128万365円で、差引残額387万7,695円は翌年度に繰り越しいたします。

その下の2つの支払勘定の支出済額ですが、障害介護給付費で256億6,000万円余り、障害児給付費で52億5,800万円余りを事業所等へ支払いました。

続いて「2 会計別積立状況」について説明いたします。

(1) 財政調整積立金は、手数料収入の10%を上限に積み立てが認められており、下の(2) ICT積立金につきましては、手数料収入の30%を上限に積み立てが認められている積立金で、それぞれの令和4年度における積立実績と5年度の積立の見込みとなっております。

積立率を見ますと、ほとんどの会計でほぼ上限まで達していますが、濃いオレンジ色で網掛けしている後期分につきましては、4年度にはどちらも積立可能なところまで至っていない状況です。特にICTでは58.82%と、他の会計と比較しても低い状況となっておりますが、今後の積立資産の必要性を考慮し、5年度で財調、ICTの両資産ともに積み増すことで、他の積立同様、積立率を90%後半まで引き上げることとしています。

## 監査結果報告書

最後に「監査結果報告」についてですが、去る6月30日に監事であります御坊市長の三浦監事さんと北山村長の山口監事さんにそれぞれ監査いただきましたので報告いたします。

令和4年度の決算の概要等については、以上となります。

### 9 退職給付引当資産の処分について

続きまして、議案第10号の9～18 令和5年度補正予算・債務負担行為の資料をお願いいたします。まず、補正予算の前に引当資産の処分となりますが、No.1 退職給付引当資産につきましては、7月末日をもって職員1名が退職することに伴い、引当資産の一部1,444万5千円を処分し、一般会計へ繰り入れいたします。

### 10 一般会計減価償却引当資産の処分について

また、No.2の一般会計減価償却引当資産については、本会のホームページを全面改修するための資産の処分となりまして、引当資産475万2千円を処分し、こちらとも一般会計に繰り入れいたします。

本会のホームページにつきましては、平成22年度にリニューアルしてから、既に13年が経過していることから、機能的に少し問題が生じており、データの作成や編集を行うためのソフトの販売終了により、更新作業ができなくなることが想定されます。また、本会では、事業を広くPRしたり、後ほど説明いたします在宅保健師の会の基盤強化を現在進めており、その上で使いやすさに配慮したホームページにするなど早急に対応する必要があることから、今回補正対応させていただきたいと考えております。

### 11 令和5年度一般会計補正予算について

続きまして、2の補正予算についてですが、No.1の一般会計については、今申し上げた退職手当とホームページ全面改修による委託料の増額補正と、令和4年度の繰越額が確定したことによる補正となります。

### 12 令和5年度診療報酬審査支払特別会計補正予算について

### 13 令和5年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計補正予算について

### 14 令和5年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計補正予算について

### 15 令和5年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計補正予算について

### 16 令和5年度介護保険事業関係業務特別会計補正予算について

## 17 令和5年度障害者総合支援法関係業務等特別会計補正予算について

No.2は、診療報酬審査支払特別会計の支払勘定で、先ほど決算のところで申し上げたとおり、令和5年2月診療分に係る診療報酬の概算払過納分を市町村に返還するための補正で、3,460万円を増額し、当初予算分と合わせ3億4,700万円余りを市町村へ返還いたします。

また、No.3の公費負担医療に関する支払勘定についても同様に、国から概算交付された指定公費の過納分を国庫に返還するための増額補正で、10万円余りを返還いたします。

No.4以降につきましては、先ほどの一般会計と同様に各特別会計の業務勘定および第三者行為共同処理事業特別会計において、令和4年度の繰越金が確定したことによる補正となります。

補正予算については、以上となります。

## 18 債務負担行為の設定について

こちらは、債務負担行為の設定となります。令和6年度の会計事務に係る支援業務として、限度額192万4千円を設定いたしました。令和5年度から6年度にかけて支出を予定しております。

私からの説明は、以上となります。よろしくお願いたします。

### 議 長

ただ今、議案第10号について説明いたしました。何かご意見、ご質問等ございませんか。

### 一 同

特になし。

### 議 長

ないようでございますので、議案第10号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

### 一 同

異議なし。

### 議 長

異議なしとのことでございますので、議案第10号については、原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、予定されております議案審議は、すべて終了いたしました。他に何かございませんか。

## 事務局

お手元に「国保連合会を取り巻く情勢」という資料をお配りしています。少しお時間をいただき、ここ数年のうちに想定されます主な動きと、それらに対する連合会としての対応等について、簡単に説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

令和5年度から10年度までの情勢についてまとめています。診療報酬取扱推移ですが、上段は和歌山県の国保と後期のレセプトの取扱件数、下段は同じく国保と後期の手数料収入となります。令和5年度の手数料収入は5億4,300万円ですが、レセプト取扱件数の減少に伴い、手数料収入も年々減少を続け、右端の令和10年度には手数料収入が5億円となり、5年度と比較しますと4,300万円の収入が減少する見込みとなっています。

続いて、令和6年3月に機器の保守期限が到来する「国保総合システム」の関係となりますが、令和6年度にクラウド化や受付システムの支払基金との共同利用があり、その後、令和10年度に審査システムの共同利用がそれぞれ予定されています。これらのイベントが、国保連合会に大きな影響を与えることとなり、冒頭の手数料収入の減少の件も合わせて、今後の厳しい情勢に対応するため、国保中央会と全国の国保連合会では令和4年度に「めざす方向」を策定いたしました。これをもとに、和歌山県国保連合会でも今年度の完成を目指し、現在中期経営計画を策定しているところで、6年度から随時実行していくこととしています。

「審査システムの支払基金との共同利用」について、もう少し詳しく申し上げますと、厚生労働省・デジタル庁との協議におきまして、支払基金と国保連合会の2つの組織に、同じような審査システムがそれぞれ存在することについて、国費を二重投資していることが問題視され、システムの運用費用の縮減を図るため、現在一本化する方向で進んでおります。当初、令和8年度からの共同利用の開始を目指していましたが、短期間でのシステム開発は費用が増大することを理由に、令和10年度に延期予定となっています。

共同利用イメージをご覧くださいますと、上段が支払基金、下段が国保連合会となりますが、左側の受付システムは、令和6年4月から共同利用を開始、その右の審査システムは10年度から共同利用開始を目指すこととしています。その際、AIを活用した審査機能を実装する予定で、このことで審査事務が効率化され、審査に従事する職員の働き方が大きく変わることも予想されています。また右端の支払システムについては、まだ共同利用するかどうかは決まっていますが、こちらも動向によっては国保連合会の業務に大きな影響をもたらす部分となります。

ここで、資料にはありませんが、これらシステム更改に係る財源の確保について、これまでの経緯と今後の見通しを簡単に報告させていただきます。令和6年度のシステム更改では、国の方針によりクラウド化や支払基金との受付システムの共同利用の導入が決まるなど、当初の予定を大幅に見直すこととなったため、約110億円の財源不足が生じることとなりましたが、保険者をはじめ関係者において、国庫補助獲得のための要請活動を行い、結果、不足額については全額国庫補助が措置されたところです。ところが、急な見直しで十分な開発期間が確保できなかったことなどの理由から、クラウドサービスを十分活用するには至らず、結果、更改後の保守・運用費は、更改前よりも増加する見込みとなっております。加えて、国ではシステムの保守・運用費に対する国庫補助は今後も認めない方針であり、このため、国保中央会と国保連合会では、まずは令和6年度より保守・運用費縮減のための取組に着手し、令和10年度を目途に現行システムより費用を縮減させることを目指してまいります。その上で、令和6年度予算の概算要求においては、今申し上げた保守・運用費縮減を実現するためのシステム開発費に対する国庫補助の確保に、優先的に取り組むこととしております。

まずは、各地方団体と一体となつての要請活動が予定されていますが、状況によっては各連合会による地元選出国會議員への陳情要請も考えられることから、国保中央会とも連携を図りながら、適切に対応していきたいと考えているところです。

また、令和10年度に予定されています審査システムの共同利用に係る開発費および保守・運用費については、令和7年度以降の国庫補助要求において対応を検討してまいります。財源の確保については、以上となります。

続いて、国保連合会と国保中央会のめざす方向2023の概要になります。先ほども少し触れましたが、取り巻く環境が変化する中、中長期的な視野に立って、国保連合会・中央会のめざす方向とこれを実現するための取組の在り方について、令和5年3月に取りまとめたものです。内容の説明については割愛させていただきますが、この方向に沿ってALL国保連で取組を進めてまいります。

こちらが本会で策定している中期経営計画の概要で、以下の3つの柱を掲げ業務を推進していくことを考えています。

まず、①徹底した経費削減です。昨年度、外部委託の内容を徹底的に見直した結果、年間7,000万円の経費を削減したところですが、さらに業務内容を精査してまいります。次の競争入札による契約の見直しは次のページで説明することとしまして、②新たな収益業務の獲得です。医療・保健・介護・福祉の総合専門機関として、自治体の社会保障関係業務の受託を目指してまいります。また、次の保健事業の推進では、本会に設置しています「在宅保健師の会」の基盤強化を図りつつ、市町村からの受託業務を拡大してまいります。最後、③適正な定員管理と人材育成です。厳しい財政状況の中、職員の定員の適正化を図るとともに、業務の多様化に対応で

きる人材を育成するため、近隣自治体との人事交流等を図ってまいります。

中期経営計画に関連する業務の中で、すでに取り組みを開始しているものについて、一部ご紹介させていただきます。

まず、競争入札による契約の見直しですが、上の囲みの事業概要を見ていただきますと、令和6年3月に国保総合システムがクラウド化されますが、クラウド後のシステム運用保守業者の選定は、随意契約ではなく指名競争入札により行います。その際、より競争性を高めるため、遠隔地からのリモート運用を認めるなど調達仕様を見直すことで、経費削減に繋がりたいと考えております。

続いて、保健事業の推進に係る取り組みになります。事業の概要といたしまして、市町村における保健事業が多様化する中、本会の事業を抜本的に見直す必要があり、まずは市町村のニーズ等をヒアリングにより把握いたします。併せて、国保連合会に設置している「在宅保健師の会」の活用強化を図ることで、保健事業の受託業務の拡充を図ります。

受託業務の拡充にあたっては、まずはモデル地区での実践を経て行っていくことを考えています。すさみ町でモデル事業を実施し、その成果を10月頃、市町村に報告させていただいた上で、来年度に向けて業務受託の準備として意向調査等を行いたいと考えております。

続いて、モデル事業としてすさみ町で行う「多受診者に対する訪問指導事業」の概要になります。重複・頻回受診や重複・多剤服薬に該当する被保険者に対して、在宅保健師が電話や家庭訪問等により健康状態を把握し、必要に応じて通院や服薬管理等の情報提供やアドバイスを実施いたします。さらにアフターフォローとして、2カ月後に電話でその後の状況を確認するといった流れになります。

続いて、第三者行為による事故情報等の提供を受けるための体制構築になります。背景として、第三者行為における求償もれを防ぐためには、消防や警察からの事故情報の提供が有効ですが、これまで個人情報保護の関係で、思うように連携が取れていませんでした。このたび令和5年5月19日に法律が改正され、市町村は関係機関に事故情報の提供を求めることが可能となりましたので、連携体制構築のため6月から市町村に事前説明を行っており、8月以降は和歌山県国保課とともに消防本部へ情報連携のお願いに回りたいと考えています。資料下段の事業内容・スキームですが、情報連携の体制構築がされれば、事故発生後、消防や警察から情報が市町村に提供されることで、市町村では確実に被害者である被保険者を把握できる上、早いうちに傷病届提出の勧奨ができることから、一層の求償もれ防止につながることを期待できます。連合会では、このような体制構築に取り組んでまいります。

直近のトピックス、医療DXについて少し触れさせていただきます。政府の医療DX推進本部は、6月1日、医療DXの推進に関する工程表を決定し、具体的施策として記載の項目が挙げられました。

そして、医療DXの実施主体ですが、「社会保険診療報酬支払基金を医療DXに関するシステムの開発・運用主体の母体とし、抜本的に改組する」とされたところです。とは言え、これらの医療DX関連については市町村の皆さまや国保連合会にも大きく関わる内容であり、今後、国保連合会が策定します中期経営計画にも反映する内容となってきますので、今後どのようにDXが進んでいくか、引き続き注視してまいります。

最後になりますが、保険者において真に必要とされる事業を実施すること、これこそが国保連合会の使命であり、引き続き国保連合会をご活用いただけるよう一層努力してまいりますので、今後ともよろしく願いいたします。

私からの説明は、以上となります。

## 議 長

他に何かございませんか。特にないようでございますので、本日の理事会は、以上をもって終わらせていただきます。

議事進行にご協力をいただきありがとうございました。

(時：午後2時25分)

以上理事会の議事録は事実と相違ないことを証明いたします。

議事録署名人

理 事 有田川町長 印

理 事 みなべ町長 印